

## 令和8年度さいたま市病院事業会計予算

### (総則)

第1条 令和8年度さいたま市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	637床
(2) 年間入院患者数	194,986人
(3) 年間外来患者数	262,334人
(4) 一日平均入院患者数	534人
(5) 一日平均外来患者数	1,084人
(6) 主要な建設改良事業 医療総合情報システム再構築事業 事業費	2,930,853千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金2,167,000千円を借り入れる。

収入	
第1款 病院事業収益	27,012,625千円
第1項 医業収益	22,773,215千円
第2項 医業外収益	4,239,408千円
第3項 特別利益	2千円
支出	
第1款 病院事業費用	29,925,076千円
第1項 医業費用	28,843,738千円
第2項 医業外費用	1,071,336千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	10,000千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額853,430千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	4, 168, 576千円
第1項 企業債	3, 365, 500千円
第2項 出資金	97, 898千円
第3項 負担金	700, 395千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 寄附金	100千円
第6項 補助金	4, 682千円

支 出

第1款 資本的支出	5, 022, 006千円
第1項 建設改良費	3, 440, 279千円
第2項 企業債償還金	1, 581, 727千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
ナビゲーションシステム保守業務	令和8年度から 令和13年度まで	9,405千円
三次元放射線治療計画装置保守業務（追加分）	令和8年度から 令和12年度まで	10,472千円
物品管理業務	令和9年度から 令和10年度まで	238,033千円
全自动検体検査総合システム賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	219,450千円
医療総合情報システム用ハードウェア及びネットワーク保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	544,488千円
循環器画像・動画共有システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	10,242千円
多要素認証システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	4,014千円
診察券発行機システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	3,658千円
再来受付機システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	6,717千円

事項	期間	限度額
物流管理システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	10,332千円
薬剤部門支援システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	10,179千円
給食管理システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	4,346千円
ラベルプリンタ等保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	25,000千円
リハビリ部門システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	3,107千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院医療機器整備事業	589,000千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
医療総合情報システム再構築事業	2,776,500千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- |         |              |
|---------|--------------|
| (1) 給与費 | 14,758,080千円 |
| (2) 交際費 | 360千円        |

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、  
186,881千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,824,546千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	CT装置	1台

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人